

	許可医薬品の副作用	許可生物由来製品を介した感染等
	前項	第三十一条において準用する前項
第十三条第三項	第一項	第三十一条において準用する第一項
第十四条	第十六条第一項第二号	第二十条第一項第二号
第十六条第一項	令	令第二十二条において準用する令
	第十六条第一項第四号	第二十条第一項第四号
	とみられる許可医薬品の名称	(当該原因とみられる許可生物由来製品の名称を含む。)
第十八条第一項	第十六条第一項第五号	第二十条第一項第五号
	とみられる許可医薬品の名称	(当該原因とみられる許可生物由来製品の名称を含む。)
第十九条第一項	令	令第二十二条において準用する令
	副作用救済給付	感染救済給付
第十九条第三項	副作用救済給付	感染救済給付
	第四条	第三十一条において準用する第四条
第二十条、第二十一条及び第二十二條第一項	副作用救済給付	感染救済給付
第二十二條第二項	前項	第三十一条において準用する前項
	副作用救済給付	感染救済給付

(感染拠出金に係る算定基礎取引額の算定方法)

第三十二条 法第二十一条第二項に規定する算定基礎取引額(以下「感染拠出金に係る算定基礎取引額」という。)は、次の各号に掲げるところにより許可生物由来製品を区分し、その区分された許可生物由来製品の品目ごとの出荷数量にその単価を乗じて得た額(以下「感染拠出金に係る品目ごとの出荷額」という。)を当該区分ごとに合計した額に、当該各号に掲げる係数を乗じて得た額を合計して算定するものとする。

一 輸血用血液製剤(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則(昭和三十一年厚生省令第二十二号)別表第一の一に掲げるものをいう。) 二・〇

二 薬事法第二条第十項に規定する特定生物由来製品(前号に掲げるものを除く。) 一・〇

三 薬事法第二条第九項に規定する生物由来製品(前二号に掲げるものを除く。) 〇・五

2 感染拠出金に係る算定基礎取引額の算定の基礎となる許可生物由来製品の感染拠出金に係る品目ごとの単価は、次の各号に掲げる単価とする。

一 許可生物由来製品たる医薬品(以下この号において「医薬品」という。)のうち、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定される療養に要する費用の額の算定の基礎となる使用薬剤としての購入価格が定められている医薬品(第二十三条第一項第一号に規定する医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品(以下「医療用医薬品」という。)に限る。)に